

1 はじめに

1 ガイドラインの目的

本市では、堺らしいまちの魅力を創出していくため、固有の景観資源を活かした景観形成を進めています。平成23年6月には、景観法に基づいて良好な景観形成の方針やその実現に向けた行為の制限などを定めた「堺市景観計画」を策定するとともに、「堺市景観条例」を改正しました。

景観は、日々の暮らしや営みの積み重ねによって形づくられるものです。良好な景観を形成していくためには、景観形成の主体となる市民・事業者の皆さんや行政が普段から景観に対する感受性を高めていくことが大切です。

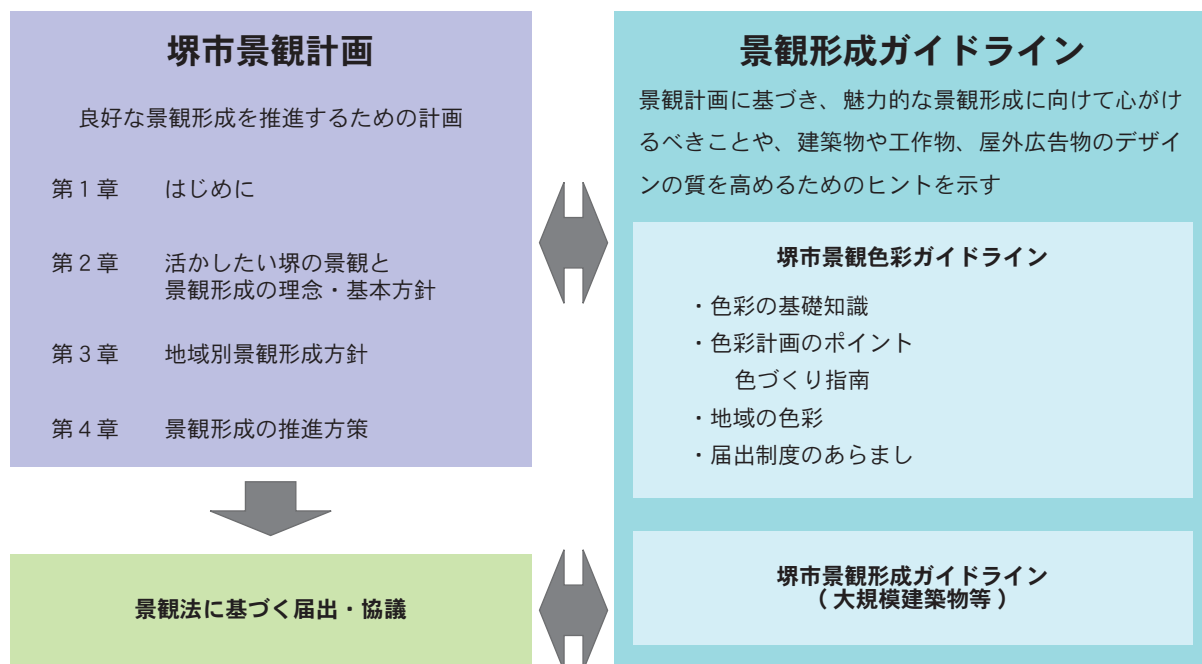
本書は、魅力的な景観形成をめざして建築物や工作物、屋外広告物のデザインの質を高めるためのヒントを示しています。また、「堺市景観計画」で定める行為の制限の内容と、景観法に基づく届出制度のあらましについても解説しています。

本書や「堺市景観計画」などを活用し、市民、事業者、行政が協働して良好な景観形成に取り組み、堺らしいまちの魅力を創っていきましょう。



2 景観形成ガイドラインの使い方

本市の景観形成ガイドラインは、規模や内容により「堺市景観形成ガイドライン（大規模建築物等）」、「堺市景観色彩ガイドライン」の2つから構成されています。これらのガイドラインは、建築物や工作物、屋外広告物の新築等の際に参考にしたり、景観法に基づく行為の届出の際の手引きとしてご活用ください。なお、届出対象行為については、ガイドラインの内容も参照しながら協議や審査を行います。



堺市景観計画と景観形成ガイドラインの関係

各種ガイドラインの対象とねらい

名 称	対 象	ね ら い
堺市景観形成ガイドライン (大規模建築物等)	建築物 工作物 屋外広告物	建築物や工作物、屋外広告物の景観形成上のヒントと、「堺市景観計画」の景観形成基準の解説を示しています。
堺市景観色彩ガイドライン		建築物や工作物、屋外広告物の色彩を考えるためのヒントと、「堺市景観計画」の色彩に関する景観形成基準の解説を示しています。